

審 査 基 準

令和7年3月21日作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：記録の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署等において申出が行われた場合については、秋田県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第二係 （電話 018-863-1111 内線 735-232）
備 考：